

知多市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市条例第 1 6 号

知多市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

知多市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年知多市条例第 3 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 (略) (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 第2号から第4号まで (略) (登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理	(登録資格) 第2条 (略) (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 第2号から第4号まで (略) (登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人

改正後	改正前
人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略)	によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略)